

平成 23 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 富士火災海上保険株式会社  
代表者名 代表執行役会長 近藤 章  
(コード番号 8763 東証・大証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 深水 邦彦  
( T E L : 03-5550-4807 )

### 当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、[本日/平成 23 年 3 月 15 日]付の取締役会決議により、平成 23 年 6 月下旬開催予定の第 94 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を所有する株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日を、平成 23 年 3 月 31 日と定めましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 23 年 3 月 31 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたします。

- ( 1 ) 基準日 平成 23 年 3 月 31 日（木曜日）
- ( 2 ) 公告日 平成 23 年 3 月 16 日（水曜日）
- ( 3 ) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）  
<http://www.fujikasai.co.jp/>
- ( 4 ) 開催予定日 平成 23 年 6 月下旬開催予定の本定時株主総会の開催日と同じ

#### 2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 23 年 2 月 14 日から同年 3 月 24 日までを公開買付期間とするチャーターティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーによる当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立することを条件として、本定時株主総会において、当社において普通株式及び第一種優先株式とは別の種類の当社の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改

正を含みます。以下「会社法」といいます。)第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社が全部取得条項が付された当社の普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに普通株式及び第一種優先株式とは別の種類の当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、当社は会社法第2条第13号の規定する種類株式発行会社であることから、上記及びの定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第322条第1項第1号イ及び第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本公開買付けが成立することを条件として本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを予定しており、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定するものです。

なお、本株主総会の開催日時、場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上